

川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金

— 令和4年度 公募要領 —

川崎市では、急激な原油価格・物価高騰により厳しい経済状況にある中でも脱炭素社会の実現に向けた市内中小企業の技術や製品開発等の取組を加速化させるため、市内中小企業が主体となり、学術機関や他企業等と連携して行う、革新的な環境分野の技術・製品・システムの研究開発に要する経費を助成します。

対 象 者	川崎市内に事業所を有して1年以上事業を営んでいる中小企業等。
対 象 事 業	学術機関や他企業等と連携して行う新技術・新製品の研究開発で 次の3分野に該当するもの (1)「環境汚染防止分野」に資する技術・製品・システムの研究開発 (2)「地球温暖化対策分野」に資する技術・製品・システムの研究開発 (3)「廃棄物処理・資源有効利用分野」に資する技術・製品・システムの研究開発
補 助 率	補助対象経費の4分の3以内
補 助 額	1件あたり200万円以上500万円以内
対 象 経 費	(1) 原材料・消耗品・資料等の購入に要する経費 (2) 機械装置・工具機器のリース・購入・修繕に要する経費 (3) 外注加工、検査・調査等の外部委託に要する経費 (4) 産業財産権の導入（取得・使用）に要する経費 (5) 外部専門家による技術指導の受入れに要する経費 (6) 助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の経費 (7) 助成事業の一部を第三者と共同で実施するために負担した経費
選 定 方 法	有識者等による意見聴取を踏まえて、市が開催する補助金交付審査会において選定します。
申 請 手 続	ホームページのWEBフォームから申請してください。 https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000144339.html ※WEB申請ができない、事業者については郵送での申請も可とします。
受 付 期 間	令和4年11月14日（月）～ 令和5年1月20日（金）【必着】



【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課経営革新担当
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階
電 話：044 (200) 2324 F A X：044 (200) 3920
E-Mail：28keiei@city.kawasaki.jp
H P：<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000144339.html>

1 事業の目的

急激な原油価格・物価高騰により厳しい経済状況にある中でも脱炭素社会の実現に向けた市内事業者の技術や製品開発等の取組を加速化させるため、市内中小企業が主体となり、学術機関や他企業等と連携して行う等、革新的な環境分野の技術・製品・システムの研究開発に要する経費を補助することにより、市内事業者の産業競争力の強化とグリーンイノベーションの推進を図ることを目的としています。

2 補助対象事業

補助対象事業は、次の事業分野です。また、概ね3年以内に事業化または製品化が見込まれる事業が対象となります。

- (1) 「環境汚染防止」分野に資する技術・製品・システムの研究開発
- (2) 「地球温暖化対策」分野に資する技術・製品・システムの研究開発
- (3) 「廃棄物処理・資源有効利用」分野に資する技術・製品・システムの研究開発

※各分野の詳細については、[別紙 環境産業の分類に関して](#)を御確認ください。

ただし、上記の事業であっても次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、補助対象とはなりません。

- ①既に研究開発が完了しているとき
- ②研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき
- ③生産設備等の機械装置の導入が主たる目的であるとき
- ④製品の量産化に過ぎないとき
- ⑤同一研究内容及び同一経費で、川崎市又は他の行政機関等の研究開発費助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合
- ⑥補助金の額が200万円未満の事業であるとき

3 補助対象者

[中小企業者及び中小企業団体（以下、「中小企業等」とする。）](#)で、学術機関や他企業等と連携して行う等、新製品等の研究開発を行っている、若しくは行う予定で、(1)から(5)の条件にすべて該当する者です。

- (1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業等であること。ただし1年未満でも市長の指定する施設等に本店（主たる事務所）を有している中小事業等は対象となります。

- (対象施設等)
- ①かながわサイエンスパーク
 - ②かわさき新産業創造センター
 - ③テクノハブイノベーション川崎
 - ④明治大学地域産学連携研究センター
 - ⑤その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

※「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する下

表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社（会社法〔平成17年法律第86号〕第2条第1項に定められている株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）であること。ただし、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象企業等となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、申請時点にさかのぼって本事業の対象外とする。

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は 出資の総額	【従業員基準】 常時使用する 従業員の数
① 製造業その他（②～④以外）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有又は出資している事業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

※大企業とは、中小企業等以外の企業を言います。なお、大企業には、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は含まれません。

(4) 代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

※連携する事業者間の構成員として学術機関、民間企業のほか、非営利団体、社会福祉法人、社団法人、個人事業主、任意団体でも可能です。申請者は川崎市内に事業所を有し、実施場所は川崎市内である必要がありますが、連携先の所在地は問いません。

4 補助金の額及び補助率

補助金の額は、200万円以上500万円以内を限度とします。

補助率は、補助対象経費の合計の4分の3以内です。

※補助金は、年度内に採択された件数に応じ、予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は必ずしも一致しない場合があります。

※補助金は、補助対象事業終了後の確定払いとなります。

5 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

補助対象経費	内 容
(1) 原材料・消耗品費 及び資料購入費	原材料や消耗品、資料の購入に要する経費
(2) 機械設備・工具費	機械・装置・工具の試作・改良・購入・借用に要する経費
(3) 外注加工及び調査費	外注加工や検査・分析・調査等の外部委託に要する経費
(4) 産業財産権導入費	産業財産権の取得や使用、調査に要する経費（※特許庁等に納付する費用（出願料や審査請求料）は含みません。弁理士への謝金やライセンス契約料等が対象となります。）
(5) 技術指導費	大学や専門家への謝金など、技術指導受入れに要する経費
(6) アウトリーチ活動費	助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の経費
(7) 共同研究費	助成事業の一部を第三者（連携先の学術機関や企業等に限る）と共同で実施するために負担した経費

※産業財産権の取得に際しては、事業期間内に出願が終了することを条件とします。また、複数者で共同出願する場合には、経費を共同出願者で按分した金額が対象となります。

※補助対象経費は、本事業に要したのものとして支出したものに限りします。

※直接人件費、旅費、臨床試験に関する労務費・飲食に関する費用及びパソコン等の汎用性が高く他の事業へも使用できるものの購入費用等は対象外です。

※消費税と支払いにかかる手数料（振込手数料等）は対象外です。なお、振込手数料が先方負担となる場合、その金額分は値引があったものとして取り扱い、実際に振り込んだ金額の税抜金額のみが対象となります。

※送料や設置代など、補助対象経費と密接に関連する経費については、一連の支出に含まれる場合のみ、対象となります。

※補助事業者等による市内中小企業者への優先発注

交付金額が100万円を超える事業者が、100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取する必要があります。ただし、特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等の場合は例外となります。

提出書類や確認方法についての詳細は交付決定時にご説明いたします。

6 補助対象期間

補助対象期間は、令和5年（2023）3月1日から令和6（2024）年1月31日までです。

※この期間内に申請された研究内容を終えることが条件となります。

7 申請書類

次の書類を各 1 部揃えて申請してください。

- (1) 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 誓約書（第 2 号様式）
- (3) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し又は次に掲げる書類
 - ア 中小企業団体の場合は、定款、組合員名簿、総会の議事録（補助事業申請等の議決があるもの）
 - イ 個人事業者の場合は、開業届の写し又は確定申告書の写し
- (4) 直近 3 か月以内の納税証明書の写し（法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税（個人）の納税証明。）
- (5) 決算関係書類 <直前 2 期分の貸借対照表及び損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費の内訳書>
※開業後 2 期を経していない場合は、申請時に申し出てください。代替手段についてご相談いたします。
- (6) 会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる資料
- (7) 有識者等による意見聴取で使用するためのプレゼン資料（任意）

※提出書類は返還しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

8 申請書類の提出

申請書類の提出は、申請期間中にホームページ先の WEB フォームから申請してください。ただし、WEB 申請ができない、事業者については郵送での申請も可とします。

◆申請

【WEB フォーム】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000144339.html>

【郵送】

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課経営革新担当

住所：川崎市川崎区駅前本町 1 1-2 川崎フロンティアビル 10 階

電話：044（200）2324（※土曜、日曜、祝日を除く 8:30 から 17:15 まで）



申請期間 令和 4 年 1 月 14 日（月）～令和 5 年 1 月 20 日（金）【必着】

9 審査の基準

補助対象事業は、次の事項に基づき、審査を行います。

審査項目	観 点
① 環境性・社会性	脱炭素をはじめとする環境への貢献、社会や産業界に好影響を与えるか
② 事業体制の妥当性	研究開発を実施するための、事業体制は十分に構築されているか。また、効果的な事業実施体制かどうか。
③ 開発内容の妥当性	課題、解決手段、目標及びスケジュール等が開発内容は妥当

	であるか
④ 新規性・独自性	従来の製品等と比較して優れている点、模倣されにくい点、知的財産の取得可能性を備えているか
⑤ 市場性	開発された製品等の市場ニーズ、予想される市場規模、市場でのシェアの獲得の見込みが明確であるか
⑥ 事業化・製品化の見込み	補助対象期間の研究開発終了後、必要な事項（追加開発、生産・販路開拓の体制整備等）が妥当か
⑦ 財務状況	補助対象事業を適切に遂行できると期待できるか
⑧ 加点項目	本事業が本市産業のデジタル化に資する場合、その理由と効果を記載していただき、内容が適切である場合のみ、加点対象となります。

※加点項目の記載は必須ではありません。審査会にて加点の妥当性が認められた場合のみ、加点対象となります。

10 交付決定の手順 等

補助金の交付決定にあたり、次の審査を実施いたします。

(1) 申請書類の確認

提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

(2) 有識者等による意見聴取

提出された申請書類をもとに、面談形式によるヒアリングを実施します。ヒアリングには、連携先の学術機関や企業等にも出席いただきます。プレゼンテーション5分、質疑応答15分程度を予定しております。具体的な日時は市において指定いたします。ヒアリングは現時点で、オンライン形式での開催を予定しており、当日プレゼンテーション資料を活用される場合には、1つのファイル形式にまとめていただき、データで申請時に事務局まで御提出ください。

また、状況によっては、ヒアリング形式が変更される場合がございます。その際は各申請者に連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。

(3) 審査及び交付の決定

上記(2)における結果を踏まえ、市において最終的な審査を実施し、補助対象事業、補助対象事業者、交付決定金額を決定します。採択事業者には、交付決定金額が記載された交付決定通知を送付します。

※不採択となった事業者には、通知等は送付しません。

(4) 交付決定企業名等の公表

採択された事業は、企業名、事業名、連携学術機関・企業等を本市ウェブサイト等にて公表いたします。

(5) 事業計画の変更等

採択された事業の内容を変更するとき、又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。

11 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

- ① 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付（支払い）を受けるまでに交付要綱第4条及び第6条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。
- ④ 交付要綱第15条又は第16条の規定に違反したとき。
- ⑤ 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

12 研究成果等の報告及び補助金の交付等

(1) 補助事業の完了後 14 日が経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い期日までに、研究成果及び交付決定を受けた補助対象経費の使用結果については、速やかに所定の報告様式に必要な書類を添付して提出してください。

※提出していただく書類

- ①事業実績報告書、②事業報告書、③経費支出表、④支払いを証する書類の写し、
⑤事業別経費内訳書、⑥市内中小企業者への優先発注に関する書類 等
- (2) 報告された内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により補助事業者に通知します。確定通知の送付後に、交付決定企業からの請求により、補助金を交付します。

13 産業財産権の帰属等

産業財産権の具体的な取扱いについては、次のとおりです。

- (1) 事業により得られた産業財産権（特許権等）は、発明者に帰属します。ただし、補助金が交付された翌年度から起算して5年以内に、補助事業に関して特許等の出願をし、又はこれらの権利を取得したときは、市長に報告しなければなりません。
- (2) 産業財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

14 取得財産の管理

この補助事業により取得した研究設備等の財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

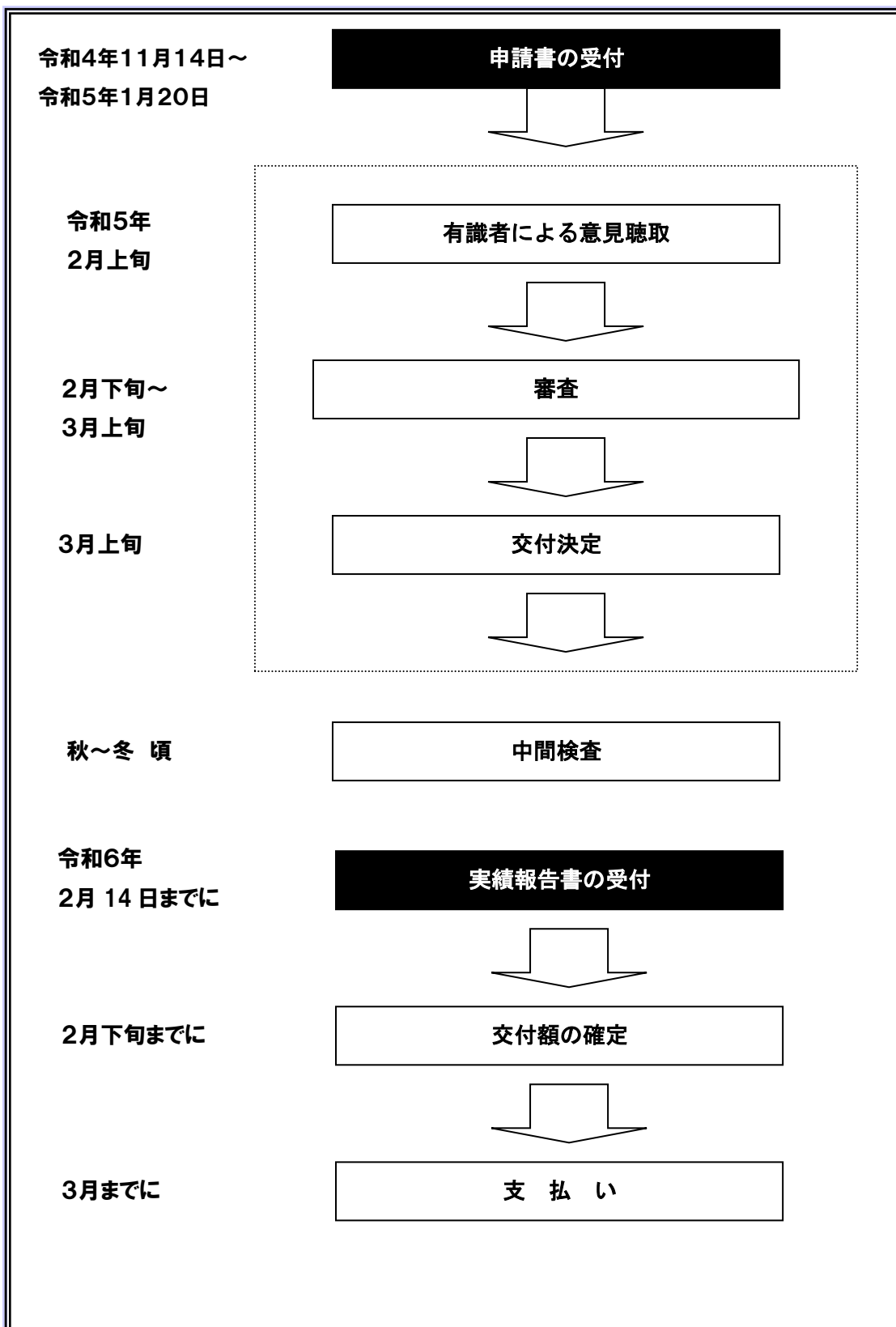
- (1) この補助事業により取得した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- (2) 取得金額が10万円以上の物品は備品として取り扱います。備品については、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、廃棄、譲渡又は貸付しよ

うとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

15 その他

- (1) この公募要領に加え、「川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱」を必ずご確認ください。
- (2) 研究成果の発表をされる場合は、本制度による研究の成果であることを記載してください。また、公表した資料を本市に提出してください。
- (3) 対象事業に係る関係資料は、補助金の交付を受けた日が属する年度から 5 年間保存してください。
- (4) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするアンケートやヒアリング等を行う場合がございますので、各種調査にご協力ください。

16 事業スケジュール



提出資料チェックシート

【各1部 ご準備ください。】

	書類名	確認事項	チェック
1	補助金交付申請書 【第1号様式】	【必須】 ・記入例に基づいて記載されているか ・経費項目が、補助対象経費にあっているか	
2	誓約書 【第2号様式】	【必須】 ・役員等名簿には、登記簿謄本に掲載されている役員全員分を記載されているか	
3	●法人の場合 登記簿謄本の写し ●個人事業主の場合 開業届<写し> 又は 確定申告書<写し> ●中小企業団体の場合 定款、組合員名簿 及び 総会の議事録	【必須】	
4	市民税納税証明書の写し ・事業を営んでから2年未満の中小企業等については、申請時点で添付できる市民税納税証明書	【必須】 ・直近3ヶ月以内に発行した原本であるか	
5	決算関係書類	【必須】 ・直近2カ年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費の内訳書の写し	
6	会社パンフレット、経歴書	【必須】	
7	その他 追加書類 例) 特許・実用新案の写し 表彰等を証明する資料 等	【必要に応じて】 申請内容の説明に必要な場合に、添付してください。	
8	有識者等による意見聴取で使用するためのプレゼン資料	【必要に応じて】 プレゼンテーション資料を活用される場合には、1つのファイル形式にまとめていただき、データで御提出ください。	

別紙 環境産業の分類に関して

(1) 「環境汚染防止」分野に資する技術・製品・システムの研究開発について

- ① 大気汚染防止用装置・施設
- ② 下水、排水処理用装置・施設
- ③ 土壌、水質浄化用装置・施設
- ④ 騒音、振動防止用装置・施設
- ⑤ 環境測定、分析、監視用装置・施設
- ⑥ その他の環境汚染防止製品・装置・施設

(環境対応型塗料・接着剤、非スズ系船底塗料、バイオプラスチック、サルファーフリーのガソリンと軽油、環境対応型建材 等)

(2) 「地球温暖化対策」分野に資する技術・製品・システムの研究開発

- ① 再生可能エネルギー
- ② 省エネルギー自動車
- ③ 省エネルギー電化製品
- ④ 高効率給湯器
- ⑤ その他

(断熱材、燃料電池、高性能レーザー、高性能工業炉、高性能ボイラー、石油コージェネ、ガスコージェネ、吸収式ガス冷房、エコドライブ関連機器、高度GPS-AVMシステム関連機器、モーダルシフト相当分輸送コスト、低燃費型建設機械、環境配慮型鉄道車両、地域冷暖房設備、地域冷暖房、蓄電池、省エネルギービル 等)

(3) 「廃棄物処理・資源有効利用」分野に資する技術・製品・システムの研究開発

- ① 廃棄物処理用装置・施設
- ② リサイクル素材
- ③ その他(容器包装再商品化 等)